

令和３年２月１９日

議 事 録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

（発言そのものの記載ではありません。）

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については○で消しています。

福島県耶麻郡北塩原村農業委員会

令和2年度北塩原村農業委員会総会（令和3年2月定例会） 議事録

1. 開催日時

令和3年2月19日（金）午後4時00分～4時40分

2. 開催場所

北塩原村役場集会室1・2

3. 出席委員

	議席	氏名	出欠
会長	7	星源嗣	出
会長職務代理者	6	遠藤俊一	出
農業委員	1	小椋隆子	出
〃	2	中川博之	出
〃	3	岩田多吉	出
〃	4	二瓶睦夫	欠
〃	5	蓮沼喜久雄	出
農地利用最適化推進委員	—	奥川維之	出
〃	—	佐藤誠一	出
〃	—	五十嵐好則	出
〃	—	安部嘉久	出
〃	—	柏谷孝雄	出
〃	—	小椋功	出

※ 出席委員 農業委員6名 在任委員（7名）の過半数に達したので、本会は成立した。

※ 今月は全体での協議事項があるため、農地利用最適化推進委員6名全員出席。

4. 欠席委員

4番 二瓶 睦夫委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の選任

第2 会期の決定

第3 業務報告及び今後の予定

第4 提出議案

議案第1号

農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

・番号1～4番 賃借権設定

第5 その他

・令和2年度会津若松地方農業委員会連合会研修会について

・活動記録簿の提出について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長 相 原 哲 也

事務局 班 長 渡 部 達 也

事務局 主 査 須 藤 真由美

7. 会議の内容

○事務局長

ただいまより、令和2年度北塩原村農業委員会定例総会2月定例会を開会いたします。

それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長

(挨拶)

○事務局長

会長ありがとうございました。総会の議長は、北塩原村農業委員会会議規則第4条によりまして会長が行う事になっておりますので、会長をお願いいたします。

○議長

暫時議長を務めさせていただきます。本日の会議の案件はお手元に配布のとおりでございます。会議に先立ち本日の出席委員の確認を行います。4番、二瓶睦夫委員より欠席する旨の届出がありました。只今の出席委員は農業委員7名中6名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。また、今月は、農地利用最適化推進委員6名全員にも出席いただいております。

○議長

それでは、北塩原村農業委員会会議規則第13条の規定による議事録署名委員の指名でございますが、本職より指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認め、3番、岩田多吉委員、5番、蓮沼喜久雄委員の両名を指名いたします。

○議長

お諮りいたします。会期の決定については、議案の関係上本日1日とすることにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認め、会期は本日1日と決しました。

○議長

それでは、業務報告及び今後の業務予定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

座ったままで失礼いたします。提出議案の2ページをご覧ください。初めに(1)の業務報告から説明いたします。1番、本日でございますが、北塩原村農業委員会総会2月定例会を開催しております。続きまして、(2)の今後の業務予定でございますが、1番、本日、総会終了後の5時30分より、北塩原村農作業賃金協定会議をこちらの集会室1・2で開催いたしますので、農作業賃金協定会議員になられている方は、引き続きよろしくお願いいたします。なお、本日の協定会議で決定した内容等については、来月の農業委員会総会で委員の皆様へ1度ご確認いただいてから、全戸配布したいと思いますのでよろしくお願いいたします。続いて、2番、2月25日、令和2年度第2回喜多方地方農地中間管理事業推進連絡調整会議、喜多方合同庁舎で開催され、事務局が出席いたします。3番、2月26日、令和2年度会津若松地方農業委員会連合会研修会、喜多方プラザ文化センターで開催され、農業委員、推進委員、事務局が出席いたします。4番、3月19日、北塩原村農業委員会総会3月定例会を集会室1・2で開催いたします。以上で業務報告と今後の業務予定について朗読と説明を終わります。

○議長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。以上で業務報告及び今後の業務予定について終了します。

○議長

それでは議事に入ります。議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の3ページをご覧ください。議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明いたします。次の農地法第3条第1項の規定による許可申請について意見を求めるものでございます。番号1番、1、申請当事者の氏名等について、譲渡人は、〇〇〇さん、〇〇歳、大字大塩字〇〇の方、譲受人は、〇〇〇さん、〇〇歳、大字大塩字〇〇の方でございます。2、申請する農地の所在地及び面積でございますが、大塩字〇〇5572番、地目は畑、現況は田、面積495㎡の1筆でございます。3、権利を設定しようとする事由については双方とも自作地相互の交換でございます。昭和46年頃に交換していたそうで、当時、所有権移転登記をしていなかったため今回申請に至ったとのことでございます。なお、当時は畑同士で交換しておりましたが、〇〇〇さんが交換した畑は既に原野になっているので名義変更をするのに農業委員会の許可は必要ありません。続いて、4、権利を設定しようとする契約の内容について、権利の種類は、所有権移転。権利の設定時期は、農業委員会の許可日以降の令和3年3月。権利の存続期間は、永年。土地の対価は、今回は交換のため無償でございます。5、権利を設定しようとする者の耕作及び所有地の状況等につきましては記載のとおりでございます。申請地位置図、申請箇所図につきましては、4ページから5ページのそれぞれ赤枠で囲われたところとなりますので、ご確認願います。地元農業委員の意見としまして、遠藤俊一委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。また、農地法第3条第2項各号の判断については、許可要件を満たしていると考えますので申し添えます。上記のとおり提出いたします。令和3年2月19日提出、北塩原村農業委員長星源嗣。以上で議案第1号の朗読並びに説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、6番、遠藤俊一委員より調査結果について、意見を願います。

○6番、遠藤俊一委員

月曜日に電話で確認したところ、昭和46年頃じゃなくて昭和42年頃じゃなかったかな交換した時期。それが現在までそのままになっていたの今回農業委員会の方に申請したとのことでしたので、許可相当だと判断しました。よろしく願います。

○議長

ありがとうございました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。議案第1号について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

○議長

続いて、議案第2号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」を議題といたします。今月は5件申請がありましたが、申請人の申し出により1件取下げとなりましたので、4件審議いたします。番号1番～2番については、安部嘉久委員の案件でございますので、農業委員会法第31条の規定に基づく、議事参与の制限により当該議案の審議開始から終了まで一時退席をお願いします。安部嘉久委員は退席してください。

(安部嘉久委員 退席)

○議長

それでは、議案第2号の番号1番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の6ページをご覧ください。議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について説明いたします。次の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、利用権設定等促進事業に係る農用地利用集積計画の作成について、承認を求めるものでございます。番号1番、こちらについては、再設定となります。1、申請当事者について、利用権を設定する者（貸付人）の方ですが、〇〇〇さん、〇〇歳、下吉字〇〇の方でございます。続いて、利用権の設定を受ける者（借受人）の方ですが、〇〇〇さん、〇〇歳、大塩字〇〇の方でございます。2、利用権を設定する土地ですが、下吉字〇〇3番、地目は田、面積2,930㎡、下吉字〇〇4番、地目は田、面積1,201㎡の2筆、面積の合計は4,131㎡でございます。3、利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。権利の存続期間は令和3年3月1日から令和13年2月28日までの10年間。賃借料の額は年額で74,358円。1反当たりになおしますと18,000円でございます。4、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては記載のとおりでございます。地元農業委員の意見としまして、中川博之委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。なお、申請地位置図、申請箇所図につきましては、7ページから8ページのそれぞれ赤枠で囲われたところとなりますので、ご確認願います。以上の内容は、農業

経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので申し添えます。
上記のとおり提出いたします。令和3年2月19日提出、北塩原村農業委員長星源嗣。以上で議案第2号、番号1番の利用権設定について、朗読と説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、2番、中川博之委員より調査結果について意見をお願いいたします。

○2番、中川博之委員

はい。先日の日曜日、2月14日ですね、確認をしてきました。再設定であり、申請内容に問題等ありませんでしたので、許可相当としました。以上です。

○議長

ありがとうございました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。番号1番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。番号1番、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

○議長

続いて、番号2番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の9ページをご覧ください。議案第2号、2件目の利用権設定について説明いたします。番号2番、こちらについても、再設定となります。1、申請当事者について、利用権を設定する者（貸付人）の方ですが、〇〇〇さん、〇〇歳、下吉字〇〇の方でございます。続いて、利用権の設定を受ける者（借受人）の方ですが、1番と同じく〇〇〇さんでございます。2、利用権を設定する土地ですが、下吉字〇〇の土地が3筆、下吉字〇〇の土地が3筆の合計6筆、地目は6筆とも田で、面積の合計は14,561㎡となります。3、利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。権利の存続期間は令和3年3月1日から令和13年2月28日までの10年間。賃借料の額は年額で262,098円。1反当たりになおしますと18,000円でございます。4、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。地元農業委員の意見としまして、中川博之委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。なお、申請地位置図、

申請箇所図につきましては、10ページから12ページのそれぞれ赤枠で囲われたところとなりますので、ご確認願います。因みにですが、12ページの堂ノ下7番1の〇〇〇さんの農地も設定期間は違いますが、〇〇〇さんが借りて耕作しております。以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので申し添えます。上記のとおり提出いたします。令和3年2月19日提出、北塩原村農業委員会長星源嗣。以上で議案第2号、番号2番の利用権設定について、朗読と説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、2番、中川博之委員より調査結果について意見をお願いいたします。

○2番、中川博之委員

はい。先ほどの件と同じ家族の申請になります。こちらも再設定であり、問題ないと思います。許可相当と思います。以上です。

○議長

ありがとうございました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。番号2番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。番号2番、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。審議が終了いたしましたので、安部嘉久委員の入室を許可します。

(安部嘉久委員 入室)

○議長

続いて、番号3番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の13ページをご覧ください。議案第2号、3件目の利用権設定について説明いたします。番号3番、こちらは、新規設定となります。1、申請当事者について、利用権を設定する者（貸付人）の方ですが、〇〇〇さん、〇〇歳、桧原字〇〇の方でございます。続いて、利用権の設定を受ける者（借受人）の方ですが、〇〇〇さん、〇〇歳、桧原字〇〇の方でございます。2、利用権を設定する土地ですが、桧原字〇〇51番、地目は畑、面積478㎡、桧原字〇〇99番、地目は畑、面積1,845㎡の2筆、面積の合計は2,323㎡

でございます。3、利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。権利の存続期間は令和3年2月22日から令和20年3月31日までの約17年間。賃借料の額は年額で15,000円でございます。4、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。地元農業委員の意見としまして、小椋隆子委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。なお、申請地位置図、申請箇所図につきましては、14ページから16ページのそれぞれ赤枠で囲われたところとなりますので、ご確認願います。以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので申し添えます。上記のとおり提出いたします。令和3年2月19日提出、北塩原村農業委員会会長星源嗣。以上で議案第2号、番号3番の利用権設定について、朗読と説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、1番、小椋隆子委員より調査結果について意見をお願いいたします。

○1番、小椋隆子委員

はい。この〇〇〇さんのお宅では、もう年をとってしまって自分では畑を耕すことはできないとお話を伺ってきました。長期に渡って貸し付けたいとおっしゃってました。内容については許可相当と思われます。以上です。

○議長

ありがとうございました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○議長

借りる人がまだ若いから17年間でも大丈夫ということだな。

○推進委員、五十嵐好則委員

でも、いいことだな。若い人がやってくれるというのは。

○5番、蓮沼喜久雄委員

この〇〇〇さんという人はどこの家の人ですか。

○議長

〇〇〇さんの息子さん。〇〇に勤めてた人だな。貸付人の〇〇〇さんは〇〇〇さんのお父さんの弟さんだったかな。

○1番、小椋隆子委員

そうです。

○議長

他にご意見、ご質問はございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。番号3番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。番号3番、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

○議長

続いて、番号4番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の17ページをご覧ください。議案第2号、4件目の利用権設定について説明いたします。番号4番、こちらも、新規設定となります。1、申請当事者について、利用権を設定する者（貸付人）の方ですが、〇〇〇さん、〇〇歳、桧原字〇〇の方でございます。続いて、利用権の設定を受ける者（借受人）の方ですが、3番と同じく〇〇〇さんでございます。2、利用権を設定する土地ですが、桧原字〇〇120番、地目は畑、面積1,384㎡の1筆でございます。3、利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。権利の存続期間は令和3年2月22日から令和20年3月31日までの約17年間。賃借料の額は年額で10,000円でございます。4、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。地元農業委員の意見としまして、小椋隆子委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。なお、申請地位置図、申請箇所図につきましては、18ページから19ページのそれぞれ赤枠で囲われたところとなりますので、ご確認願います。以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので申し添えます。上記のとおり提出いたします。令和3年2月19日提出、北塩原村農業委員会会長星源嗣。以上で議案第2号、番号4番の利用権設定について、朗読と説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、1番、小椋隆子委員より調査結果について意見をお願いいたします。

○1番、小椋隆子委員

はい。〇〇〇さんは農業を継ぐ者がいなくて、このまま農地を荒らすことのないように、〇〇〇さんが長期に渡って借り受けることになったそうです。こちらも申請内容に問題はないので許可相当としました。以上です。

○議長

ありがとうございました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。番号４番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。番号４番、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

○議長

以上で本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしましたので、これで議長の座を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

○事務局長

ありがとうございました。それではその他になりますが、事務局より２点ございますので、事務局説明をお願いします。

○事務局

(会津若松地方農業委員会連合会研修会について)

(活動記録簿の提出について)

○事務局長

その他、皆さまから何かございますでしょうか。

○委員

(なしの声)

○事務局長

無いようですので、以上をもちまして、北塩原村農業委員会定例総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

議長は、会議の次第を作成させ、それが相違ないことを証するため、署名委員とともに署名する。

令和 年 月 日

北塩原村農業委員議長（会長） _____ ⑩

議事録署名委員 3 番 _____ ⑩

議事録署名委員 5 番 _____ ⑩